

東京外国語大学言語文化学部に開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程

〔平成31年3月19日〕
規則第50号

改正 令和3年1月13日言語文化学部規則第2号
令和4年2月9日言語文化学部規則第6号
令和5年1月11日言語文化学部規則第2号

東京外国語大学言語文化学部に開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程（平成24年3月27日制定）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和52年4月1日制定。以下「学則」という。）第29条及び第44条第2項に基づき、東京外国語大学言語文化学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程（平成24年規則第12号）に規定する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等について必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の用語は以下に定める。

- (1) 「専攻言語」とは、本学入学時に決定された言語をいう。
- (2) 「専攻地域」とは、本学入学時に決定された地域をいう。
- (3) 「非モジュール」とは、第1年次において1年通して文法・会話・作文・講読等の授業科目を開講し、一括して10単位を修得することが必要な専攻言語科目の履修方法をいう。
- (4) 「モジュール」とは、学期単位で文法・会話・作文・講読等のジャンルと難易度により授業を編成し、1単位毎に単位を修得する専攻言語科目の履修方法をいう。

2 専攻言語科目の履修方法は、次表のとおりとする。

専攻言語	専攻地域	専攻言語科目の履修方法
英語	北西ヨーロッパ／北アメリカ	非モジュール
ドイツ語	中央ヨーロッパ	非モジュール
ポーランド語	中央ヨーロッパ	モジュール
チェコ語	中央ヨーロッパ	モジュール
フランス語	西南ヨーロッパ	非モジュール
イタリア語	西南ヨーロッパ	非モジュール
スペイン語	イベリア／ラテンアメリカ	非モジュール
ポルトガル語	イベリア／ラテンアメリカ	非モジュール
ロシア語	ロシア	非モジュール

ロシア語	中央アジア	非モジュール
中国語	東アジア	非モジュール
朝鮮語	東アジア	非モジュール
モンゴル語	中央アジア	モジュール
インドネシア語	東南アジア	モジュール
マレーシア語	東南アジア	モジュール
フィリピン語	東南アジア	モジュール
タイ語	東南アジア	モジュール
ラオス語	東南アジア	モジュール
ベトナム語	東南アジア	モジュール
カンボジア語	東南アジア	モジュール
ビルマ語	東南アジア	モジュール
ウルドゥー語	南アジア	モジュール
ヒンディー語	南アジア	モジュール
ベンガル語	南アジア	モジュール
アラビア語	中東	非モジュール
ペルシア語	中東	モジュール
トルコ語	中東	モジュール

(卒業所要単位数)

第3条 学則第44条第1項に定める卒業所要単位数125単位は、次に掲げる授業科目の区分により修得しなければならない。

- (1) 基礎科目 3単位
- (2) 教養科目 12単位以上
- (3) 言語科目 38単位以上
- (4) 地域科目 6単位以上
- (5) 導入科目 6単位以上
- (6) 概論科目 14単位以上
- (7) 専門科目 24単位以上
- (8) 卒業研究 8単位
- (9) 関連科目 0単位以上

2 単位の計算方法は、学則第30条に定めるところによる。

(履修方法等)

第4条 授業科目等の標準履修年次及び最低修得単位数は、次の各号に掲げる別表のとおりとする。

(1) 別表1 専攻言語：英語

(2) 別表2 専攻言語：ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語（ロシア地域）、中国語、朝鮮語、アラビア語

(3) 別表3 専攻言語：ポーランド語、チェコ語、モンゴル語、インドネシア語、マレーシア語、フィリピン語、タイ語、ラオス語、ベトナム語、カンボジア語、ビルマ語、ウルドゥー語、ヒンディー語、ベンガル語、ペルシア語、トルコ語

(4) 別表4 専攻言語：ロシア語（中央アジア地域）

(言語科目の専攻言語科目の読替等)

第5条 専攻言語（英語は除く）の既習得者については、第1年次又は第2年次専攻言語科目の一部又は全部の履修を別に定める指定科目とすることができる。

(言語科目の履修制限)

第6条 言語科目の専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語以外の専攻言語科目を履修することはできない。

2 言語科目のGLIP英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目は、原則として、次の場合、履修することはできない。

(1) 各言語の母語話者によるGLIP英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目の履修

(2) 専攻言語と同一言語の教養外国語科目及び諸地域言語科目の履修

(専門科目の専門演習科目の履修)

第7条 専門科目の専門演習科目は、第3年次以降に4単位を必修するものとする。

(専門科目の卒業研究演習の履修)

第8条 卒業研究演習は、第4年次に指導教員の指導のもとで4単位を必修するものとする。

(卒業研究)

第9条 卒業研究は論文執筆等により、第4年次に8単位を必修するものとする。

(関連科目)

第10条 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

(教職科目)

第11条 教育職員免許状の授与を受ける場合に必要な科目は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の6に規定する科目の単位を含め、別表5から別表8に掲げるところにより、それぞれ必要単位数を修得するものとする。

(履修要件)

第12条 言語科目の専攻言語科目Ⅰのうち、非モジュールに該当する言語を履修する者は、第1年次に10単位修得していない場合、第2年次の言語科目の専攻言語科目Ⅱを履修することができない。

(進級要件)

第13条 第2年次末までに次表の授業科目を修得した者は、言語文化学部教授会の議を経て第3年次進級を決定する。

授業科目群・授業科目区分等		単位
基礎科目	基礎リテラシー	1
	基礎演習	2
導入科目		6
地域科目		6
専攻言語科目		15 ※

※ただし、専攻言語ロシア語（中央アジア地域）については、15単位に専攻言語ウズベク語を含む。

(履修コースの選択及び決定)

第14条 履修コースは、第2年次に2コース（地域コース及び超域コース）から一つを選択するものとする。

2 言語文化部長が教育上有益と認めるときは、決定した履修コースを変更することができる。

(履修登録の制限)

第15条 履修登録は、年間50単位を上限とする。ただし、第3年次編入学生及び教職課程を履修する学生については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、前年度において30単位以上を修得し、かつ、その成績のGPAが3.0以上の学生については、年間54単位を上限とすることができる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、各授業の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する学生に係る授業科目の履修方法、卒業所要単位等については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日に在学する学生に係る教職に関する科目の内、改正前の別表6に定める「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」を修得した場合は、改正後の別表

6に定める事項「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法」を満たしたものとみなす。

別表 1 (第 4 条第 1 号関係)

標準履修年次及び最低修得単位数

専攻言語：英語

	科目群	授業科目区分 等		標準履修年次	最低修得単位
世界 教養 プロ グラ ム	基礎 科目	基礎科目	基礎リテラシー	第 1 年次春学期・第 2 年次春 学期	1 単位
			基礎演習	第 1 年次秋学期・第 2 年次秋 学期	2 単位
	教養 科目	教養科目		第 1 年次春学期～第 4 年次秋 学期	1 2 単位以上
	言語 科目	専攻言語 科目	専攻言語科目Ⅰ	第 1 年次春学期・秋学期	1 0 単位
			専攻言語科目Ⅱ	第 2 年次春学期・秋学期	1 0 単位
			専攻言語科目Ⅲ	第 3 年次春学期～第 4 年次秋 学期	8 単位
		教養外国語科目 注 1		第 1 年次春学期～第 4 年次秋 学期	6 単位
		G L I P 英語科目		第 1 年次春学期～第 4 年次秋 学期	4 単位以上 注 2
	諸地域言語科目		第 1 年次春学期～第 4 年次秋 学期	注 2	
	地域 科目	地域基礎科目		第 1 年次春学期～第 2 年次秋 学期	6 単位以上
専 修 プロ グラ ム	導入 科目	導入科目		第 1 年次春学期～第 4 年次秋 学期	6 単位以上
	概論 科目	概論科目		第 2 年次春学期～第 4 年次秋 学期	1 4 単位以上
	専門 科目	講義・専門演習 注 3		第 3 年次春学期～第 4 年次秋 学期	2 0 単位以上
		卒業研究演習 注 4		第 4 年次春学期・秋学期	4 単位
卒業研究				第 4 年次春学期・秋学期	8 単位
関連科目 注 5				第 1 年次春学期～第 4 年次秋 学期	0 単位以上
最低修得単位					1 2 5 単位

備考

- ① 専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語に限り履修できるものとし、他の専攻言語科目は履修することはできない。
- ② 注1 教養外国語科目のいずれか1言語を選択し、○○語Bを2単位以上含み6単位修得するものとする。
- ③ 注2 4単位は、専攻言語科目Ⅲ、GLIP英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目の中から選択し、修得するものとする。
- ④ 注3 専門演習4単位以上を含むものとする。
- ⑤ 注4 指導教員の卒業研究演習を修得するものとする。
- ⑥ 注5 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

別表 2 (第 4 条第 2 号関係)

標準履修年次及び最低修得単位数

専攻言語：ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語
(ロシア地域)、中国語、朝鮮語、アラビア語

	科目群	授業科目区分 等		標準履修年次	最低修得単位
世界 教養 プログラム	基礎 科目	基礎科目	基礎リテラシー	第 1 年次春学期・第 2 年 次春学期	1 単位
			基礎演習	第 1 年次秋学期・第 2 年 次秋学期	2 単位
	教養 科目	教養科目		第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	1 2 単位以上
	言語 科目	専攻言語 科目	専攻言語科目 I	第 1 年次春学期・秋学期	1 0 単位
			専攻言語科目 II	第 2 年次春学期・秋学期	1 0 単位
			専攻言語科目 III	第 3 年次春学期～第 4 年 次秋学期	8 単位
		G L I P 英語科目		第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	6 単位 注
		教養外国語科目			1
	諸地域言語科目		第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	4 単位以上 注 2	
	地域 科目	地域基礎科目		第 1 年次春学期～第 2 年 次秋学期	6 単位以上
専 修 プ ロ グ ラ ム	導入 科目	導入科目		第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	6 単位以上
	概論 科目	概論科目		第 2 年次春学期～第 4 年 次秋学期	1 4 単位以上
	専門 科目	講義・専門演習 注 3		第 3 年次春学期～第 4 年 次秋学期	2 0 単位以上
		卒業研究演習 注 4		第 4 年次春学期・秋学期	4 単位
卒業研究				第 4 年次春学期・秋学期	8 単位
関連科目 注 5				第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	0 単位以上
最低修得単位					1 2 5 単位

備考

- ① 専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語に限り履修できるものとし、他の専攻言語科目は履修することはできない。
- ② 注1 GLIP英語科目又は教養外国語科目のいずれか1言語を選択し、GLIP英語科目はAを4単位、Bを2単位の6単位を、教養外国語科目は1言語で、〇〇語Bを2単位以上含み6単位修得するものとする。
- ③ 注2 4単位は、専攻言語科目Ⅲ、GLIP英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目の中から選択し、修得するものとする。
- ④ 注3 専門演習4単位以上を含むものとする。
- ⑤ 注4 指導教員の卒業研究演習を修得するものとする。
- ⑥ 注5 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

別表 3 (第 4 条第 3 号関係)

標準履修年次及び最低修得単位数

専攻言語：ポーランド語、チェコ語、モンゴル語、インドネシア語、マレーシア語、フィリピン語、タイ語、ラオス語、ベトナム語、カンボジア語、ビルマ語、ウルドゥー語、ヒンディー語、ベンガル語、ペルシア語、トルコ語

	科目群	授業科目区分 等		標準履修年次	最低修得単位	
世界 教養 プログラム	基礎 科目	基礎科目	基礎リテラシー	第 1 年次春学期・第 2 年次春学期	1 単位	
			基礎演習	第 1 年次秋学期・第 2 年次秋学期	2 単位	
	教養 科目	教養科目		第 1 年次春学期～第 4 年次秋学期	1 2 単位以上	
	言語 科目	専攻言語 科目	専攻言語科目Ⅰ	第 1 年次春学期・秋学期	2 8 単位	4 単位以上 注 2
			専攻言語科目Ⅱ	第 2 年次春学期・秋学期		
			専攻言語科目Ⅲ	第 3 年次春学期～第 4 年次秋学期		
		G L I P 英語科目		第 1 年次春学期～第 4 年次秋学期	6 単位 注 1	
		教養外国語科目				
		諸地域言語科目		第 1 年次春学期～第 4 年次秋学期		
	地域 科目	地域基礎科目		第 1 年次春学期～第 2 年次秋学期	6 単位以上	
専 修 プ ロ グ ラ ム	導入 科目	導入科目		第 1 年次春学期～第 4 年次秋学期	6 単位以上	
	概論 科目	概論科目		第 2 年次春学期～第 4 年次秋学期	1 4 単位以上	
	専門 科目	講義・専門演習 注 3		第 3 年次春学期～第 4 年次秋学期	2 0 単位以上	
		卒業研究演習 注 4		第 4 年次春学期・秋学期	4 単位	
	卒業研究		第 4 年次春学期・秋学期	8 単位		
	関連科目 注 5		第 1 年次春学期～第 4 年次秋学期	0 単位以上		
	最低修得単位			1 2 5 単位		

備考

- ① 専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語に限り履修できるものとし、他の専攻言語科目は履修することはできない。
- ② 注1 GLIP英語科目又は教養外国語科目のいずれか1言語を選択し、GLIP英語科目はAを4単位、Bを2単位の6単位を、教養外国語科目は1言語で、○○語Bを2単位以上含み6単位修得するものとする。
- ③ 注2 4単位は、専攻言語科目Ⅲ、GLIP英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目の中から選択し、修得するものとする。
- ④ 注3 専門演習4単位以上を含むものとする。
- ⑤ 注4 指導教員の卒業研究演習を修得するものとする。
- ⑥ 注5 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

別表 4 (第 4 条第 4 号関係)

標準履修年次及び最低修得単位数

専攻言語：ロシア語・ウズベク語（中央アジア地域）

科目群		授業科目区分 等		標準履修年次	最低修得単位
世界 教養 プロ グラ ム	基礎 科目	基礎科目	基礎リテラシー	第 1 年次春学期・第 2 年 次春学期	1 単位
			基礎演習	第 1 年次秋学期・第 2 年 次秋学期	2 単位
	教養 科目	教養科目		第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	1 2 単位以上
	言語 科目	専攻言語 科目	専攻言語科目ロシ ア語 I	第 1 年次春学期・秋学期	1 0 単位
			専攻言語科目ウズ ベク語	第 2 年次春学期～第 3 年 次秋学期	1 2 単位
			専攻言語科目ロシ ア語 II	第 2 年次春学期・秋学期	4 単位
			専攻言語科目ロシ ア語 III	第 3 年次春学期～第 4 年 次秋学期	1 2 単位 注 1
		G L I P 英語科目		第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	
		教養外国語科目		第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	
	諸地域言語科目		第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期		
地域 科目	地域基礎科目		第 1 年次春学期～第 2 年 次秋学期	6 単位以上	
専 修 プロ グラ ム	導入 科目	導入科目		第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	6 単位以上
	概論 科目	概論科目		第 2 年次春学期～第 4 年 次秋学期	1 4 単位以上
	専門 科目	講義・専門演習 注 2		第 3 年次春学期～第 4 年 次秋学期	2 0 単位以上
		卒業研究演習 注 3		第 4 年次春学期・秋学期	4 単位
卒業研究				第 4 年次春学期・秋学期	8 単位
関連科目 注 4				第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	0 単位以上
最低修得単位					1 2 5 単位

備考

- ① 専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語に限り履修できるものとし、他の専攻言語科目は履修することはできない。
- ② 注1 12単位は、専攻言語科目ロシア語Ⅱ、専攻言語科目ロシア語Ⅲ、GLIP英語科目、教養外国語科目又は諸地域言語科目の中から選択し、修得するものとする。
- ③ 注2 専門演習4単位以上を含むものとする。
- ⑤ 注3 指導教員の卒業研究演習を修得するものとする。
- ⑥ 注4 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

別表5（第11条関係）

教科及び教科の指導法に関する科目（英語）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	開設されている科目から左記の各区分科目について、それぞれ1単位以上 計20単位
		英語文学	
		英語コミュニケーション	
		異文化理解	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	開設される英語科教育法を中学校教諭一種免許状の場合は8単位、高等学校教諭一種免許状の場合は4単位	

※ 外国語の免許教科については、上記の表のうち「英語学」を「〇〇語学」、「英語文学」を「〇〇文学」、「英語コミュニケーション」を「〇〇語コミュニケーション」と読み替えるものとする。

別表 6 (第 11 条関係)

教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開講授業科目	単位
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論 1	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	教師論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	学校教育社会学	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導論	2
	総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間指導法	2
	教育の方法及び技術	教育方法・技術論（情報通信技術の活用含む）	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導・キャリア教育論	2
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習（中学校）	5
		教育実習（高等学校）	3
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2

別表 7 (第 11 条関係)

大学が独自に設定する科目

大学が独自に設定する科目	授業科目名	単位
	教育基礎論 2	2
	教育社会学 1	2
	人間科学研究 1	2
	こころの科学 1	2
	こころの科学 2	2
	国際教育論 2	2
	道徳教育指導論	2

備考 1 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は 1 2 単位、中学校教諭一種免許状を取得する場合は 4 単位を修得すること。

備考 2 教育職員免許法第 5 条第 1 に規定する「大学が独自に設定する科目」の修得単位に次の科目を充てることができる

- ① 最低修得単位数を超えて修得した「教科に関する専門的事項」の単位
- ② 最低修得単位数を超えて修得した「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位（ただし、高等学校教諭一種免許状を取得する学生が履修した場合）
- ③ 最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち本学における最低修得単位数を超えて修得した単位
- ④ 「大学が独自に設定する科目」のうち、高等学校教諭一種免許状を取得する学生が「道徳教育指導論」を修得した場合

別表 8 (第 11 条関係)

教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 6 6 条の 6 に規定する科目

教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 6 6 条の 6 に規定する科目	授業科目名	単位
	憲法 1 又は憲法 2	2
	スポーツ 1・2、舞踊 1・2、 体力づくり 1・2	2
	情報技法 1 又は情報技法 2	2
	英語 A 1～A 4、専攻言語（英語）Ⅲ－1～Ⅲ－4	2